

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 39 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条」の次に「・第 1 条の 2」を加え、「第 5 条」を「第 5 条の 2」に、「・第 6 条の 2」を「一第 6 条の 3」に改める。

第 1 章中第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 1 条の 2 団員の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。
- (2) 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。

2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。
- (2) 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として 15 年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。

3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消防長が別に定める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとお

りとする。

(1) 基本団員 4,300人

(2) 機能別団員 500人

第3条第1号中「勤務する」を「通勤し、若しくは通学する」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(定年による退職)

第4条の2 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 団員の定年は、年齢70年とする。ただし、消防団長又は副団長である者の定年は、年齢75年とする。

第5条の見出し中「退職」の次に「の手續」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条の規定による退職及び次条第1項の任期が満了したことによる退職については、適用しない。

第5条の2の見出し中「機能別団員」を「防災サポーター」に改め、同条第1項中「機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員をいう。以下同じ。）」を「防災サポーター」に改め、同条第2項中「機能別団員」を「防災サポーター」に改め、同条第3項を削る。

第6条の3第1項各号中「団長」を「消防団長」に改める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

消防団の機能別団員として新たに災害対応団員を設置するとともに、消防団員の定年を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。